

ドローンの飛行に関するお知らせ（国土交通省航空局）

* 期間について変更しております

令和元年8月1日(木)(予定)より、高知空港（高知県南国市久枝乙58）周辺において、ドローンを活用した実証のため、下記のとおり飛行を予定しております。

近隣の皆様にはご心配をおかけいたしますが、安全を最優先にして作業を行わせていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、空港につきましては期間中も通常通り営業いたします。

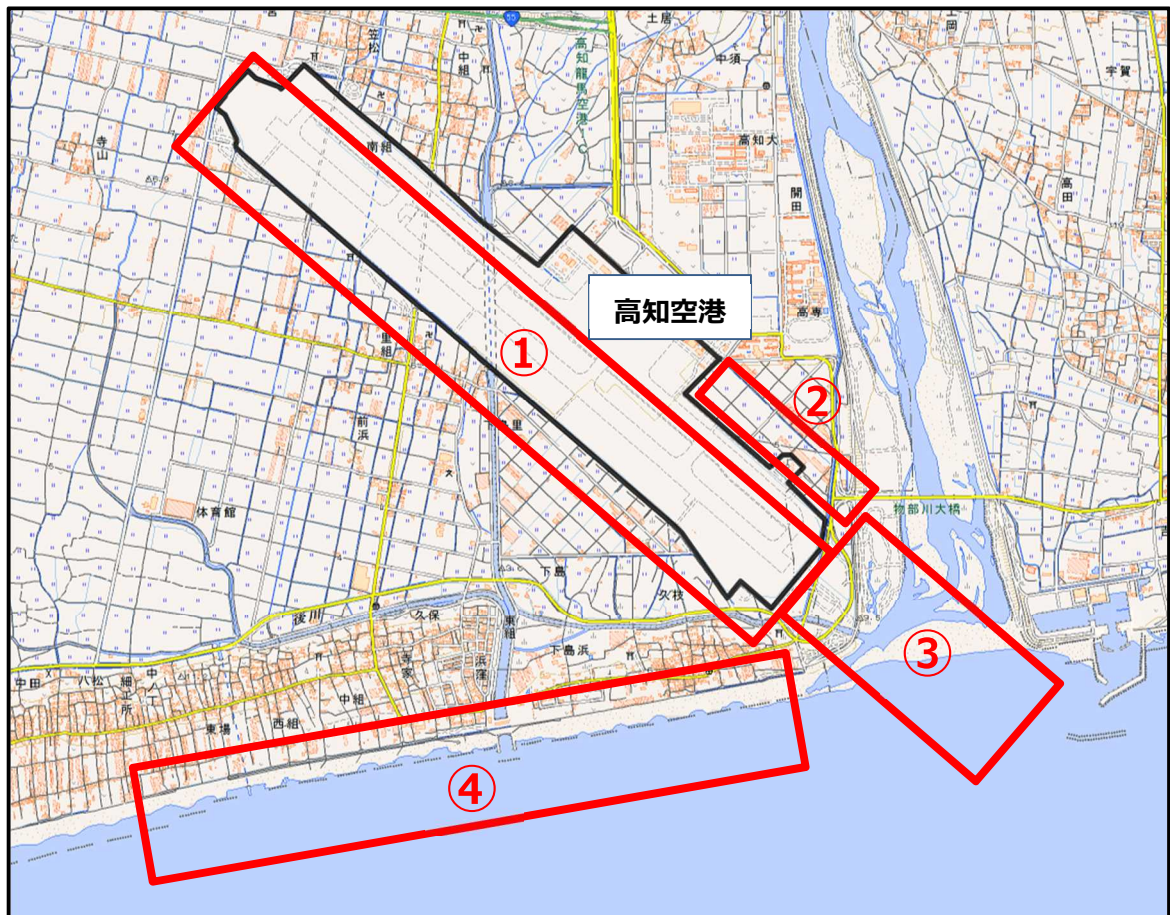
期 間：令和元年8月1日（木）～令和元年8月末 **9月末**（※1）

飛行場所：下図のとおり（赤枠内）

飛行時間：①～④午前5：00～午前6：30（※2）

※1、2 天候等により変更の可能性があります

※2 ④については、期間中数日程度、午前9：00～午後4：00の時間帯にも飛行を行う予定です。



* 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行については、航空法等により空港周辺等の飛行禁止空域が定められており、本実証は必要な国土交通大臣の許可承認の下で行います。

ルールの詳細については、以下の国土交通省HPをご覧ください。

国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_00003.html

本件に関するお問い合わせ先：

国土交通省 大阪航空局

高知空港事務所 総務課 [TEL:088-863-2621](tel:088-863-2621)